

訪問看護ふれあい料金表(介護保険)

1単位：10.7円（つくば市 5級地）

介護保険				単位数	1回あたりの目安のご利用料金			
					(1割負担の場合)	(2割負担の場合)	(3割負担の場合)	
訪問看護費	看護師	20分未満		314	343円	685円	1,028円	
		30分未満		471	511円	1,021円	1,531円	
		30分以上60分未満		823	887円	1,774円	2,661円	
		60分以上1時間30分未満		1,128	1,214円	2,427円	3,640円	
	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	(A) 1回あたり20分/日		294	321円	642円	963円	
		(B) 1回あたり40分(20分×2回)/日		588	642円	1,284円	1,926円	
		(C) 1回あたり60分(20分×3回)/日		795	870円	1,740円	2,610円	
	【留意事項】 ○1回あたりの目安のご利用料金には『サービス提供体制加算6単位／回』が含まれています。 ○理学療法士等による60分(20分×3回)/日のリハビリは、1回（20分）の単位数に90/100を乗じた単位数での算定となります。 ○訪問時間が、早朝(6時～8時)・夜間(18時～22時)は所定単位数の25%増、深夜(22時～翌6時)は所定単位の50%増となります。ただし、ケアプランに位置づけられ訪問看護を提供した場合と、緊急訪問の2回目以降が当該時間になった場合のみ加算となります。							
	サービス提供体制強化加算（1回につき）		厚生労働大臣の定める事業所基準を満たした場合	6	7円	13円	20円	
	初回加算（月1回） 新規の利用者に看護師が初回の訪問看護を実施した場合（過去2ヵ月サービスを受けていない場合、要支援⇔要介護に変更になった場合も加算対象です。）		退院日の訪問	350	375円	749円	1,124円	
		退院日の翌日以降の訪問	300	321円	642円	963円		
緊急時訪問看護加算（月1回）		24時間の電話相談・緊急対応等の体制加算	600	642円	1,284円	1,926円		
加算内訳	特別管理加算（月1回）		(Ⅰ)留置カテーテル、気管カニューレ等	500	535円	1,070円	1,605円	
			(Ⅱ)在宅酸素、人工肛門、褥瘡等	250	268円	535円	803円	
	看護体制強化加算(月1回) ※1		(Ⅰ) ①②の割合、③の人数を満たした場合	550	589円	1,177円	1,766円	
			(Ⅱ) ①②の割合、③の人数を満たした場合	200	214円	428円	642円	
	長時間訪問看護加算（特別管理加算対象者/1回につき・90分以上） ※2		300	321円	642円	963円		
	退院時共同指導加算（月2回まで・医療施設職員と共に療養指導を行った場合）		600	642円	1,284円	1,926円		
	複数名訪問加算（1回につき）		利用者、家族の同意のもとに、看護師・理学療法士・作業療法士が2名以上でサービスを提供した場合	30分未満	254	272円	544円	816円
				30分以上	402	431円	861円	1,291円
	専門管理加算（月1回）		緩和、褥瘡、人工肛門・人工膀胱に係る専門性の高い看護師、又は特定行為研修修了した看護師が計画的に管理を行った場合	250	268円	535円	803円	
	ターミナルケア加算（適応時）		死亡日及び死亡日前14日以内に、2回以上ターミナルケアを行った場合	2,500	2,675円	5,350円	8,025円	
	看護・介護職員連携強化加算（月1回）		介護職員への痰の吸引等助言・指導した場合	250	268円	535円	803円	
	口腔連携強化加算（月1回）		口腔状態を評価し歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供した場合	50	54円	107円	161円	
	※1 看護体制強化加算（以下の①～③のすべての要件を満たした場合に算定） ① 前6月間において利用者総数のうち緊急時訪問看護加算算定者の割合が50/100以上 ② 前6月間において利用者総数のうち特別管理加算算定者の割合が20/100以上 ③ 前12月間においてターミナルケア加算を算定した利用者が5名以上（Ⅰ）・1名以上（Ⅱ） ※2 ケアプランに位置付けられた計画的な訪問看護を提供した場合							

- ◆ 訪問看護は主治医の指示のもと行っているため、主治医が交付した訪問看護指示書が必要となり、状態によって1～6ヶ月に1回発行されます。医療機関より訪問看護指示書料を請求されますのでご了承ください。
- ◆ 受給者証の種類によって公費負担が適用となり自己負担額が軽減される場合があります。
- ◆ 主治医より特別訪問看護指示書が交付された場合は、医療保険の適用となります。

訪問看護ふれあい料金表(介護予防)

1単位：10.7円（つくば市 5級地）

介護保険			単位数	1回あたりの目安のご利用料金			
				(1割負担の場合)	(2割負担の場合)	(3割負担の場合)	
訪問看護費	看護師	20分未満	303	331円	662円	992円	
		30分未満	451	489円	978円	1,467円	
		30分以上60分未満	794	856円	1,712円	2,568円	
		60分以上1時間30分未満	1,090	1,173円	2,346円	3,519円	
	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	(A) 1回あたり20分/日	284	311円	621円	931円	
		(B) 1回あたり40分(20分×2回)/日	568	621円	1,242円	1,862円	
		(C) 1回あたり60分(20分×3回)/日	426	475円	950円	1,425円	
	【留意事項】 ○1回あたりの目安のご利用料金には『サービス提供体制加算6単位／回』が含まれています。 ○理学療法士等による60分(20分×3回)/日のリハビリは、1回（20分）の単位数に50/100を乗じた単位数での算定となります。 ○訪問時間が、早朝(6時～8時)・夜間(18時～22時)は所定単位数の25%増、深夜(22時～翌6時)は所定単位の50%増となります。ただし、ケアプランに位置づけられ訪問看護を提供した場合と、緊急訪問の2回目以降が当該時間になった場合のみ加算となります。						
	サービス提供体制強化加算（1回につき）		厚生労働大臣の定める事業所基準を満たした場合	6	7円	13円	20円
	初回加算（月1回） 新規の利用者に看護師が初回の訪問看護を実施した場合（過去2ヵ月サービスを受けていない場合、要支援⇔要介護に変更になった場合も加算対象です。）		退院日の訪問	350	375円	749円	1,124円
退院日の翌日以降の訪問			300	321円	642円	963円	
加算内訳	緊急時訪問看護加算（月1回）		24時間の電話相談・緊急対応等の体制加算	600	642円	1,284円	1,926円
	特別管理加算（月1回）	(Ⅰ)留置カテーテル、気管カニューレ等		500	535円	1,070円	1,605円
		(Ⅱ)在宅酸素、人工肛門、褥瘡等		250	268円	535円	803円
	看護体制強化加算（月1回） ※1		①②の割合、③の人数を満たした場合	100	107円	214円	321円
	長時間訪問看護加算（特別管理加算対象者/1回につき・90分以上） ※2		300	321円	642円	963円	
	退院時共同指導加算（月2回まで・医療施設職員と共に療養指導を行った場合）		600	642円	1,284円	1,926円	
	複数名訪問加算（1回につき）	利用者、家族の同意のもとに、看護師・理学療法士・作業療法士が2名以上でサービスを提供した場合	30分未満	254	272円	544円	816円
			30分以上	402	431円	861円	1,291円
	専門管理加算（月1回）		緩和、褥瘡、人工肛門・人工膀胱に係る専門性の高い看護師、又は特定行為研修修了した看護師が計画的に管理を行った場合	250	268円	535円	803円
	口腔連携強化加算（月1回）		口腔状態を評価し歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供した場合	50	54円	107円	161円
※1 看護体制強化加算（以下の①・②の要件を満たした場合に算定） ① 前6月間において利用者総数のうち緊急時訪問看護加算算定者の割合が50/100以上 ② 前6月間において利用者総数のうち特別管理加算算定者の割合が20/100以上 ※2 ケアプランに位置付けられた計画的な訪問看護を提供した場合。							

- ◆ 訪問看護は主治医の指示のもと行っているため、主治医が交付した訪問看護指示書が必要となり、状態によって1～6ヶ月に1回発行されます。医療機関より訪問看護指示書料を請求されますのでご了承ください。
- ◆ 受給者証の種類によって公費負担が適用となり自己負担額が軽減される場合があります。
- ◆ 主治医より特別訪問看護指示書が交付された場合は、医療保険の適用となります。